



# いずみさの昔と今 第332回

## 「泉佐野の近代化⑤」コレラの流行(2)

前回は、佐野村におけるコレラの大流行について紹介しました。今回は、コレラの大流行に対して、府や県が行った対策についてお話しします。

明治10(1877)年8月、内務省は「虎列刺予防法心得」を公布し、開港場での検疫体制、避病院の設置、患者発生に際する医師の届出義務、患者宅の明示や非感染者との交流の禁止、消毒および薬品の使用方法などを示しました。この通達に基づき、堺県は「コレラ予防方法」(県甲第七十六号)を管下町村に布達しました。それは、①予防の中心となる委員(区戸長・町村総代)を設けて町村においてコレラ病に対処する体制をつくる②医院・薬店は消毒用薬品を貯蔵し、欠乏しないように常時薬品を備える③患者家族、組頭・総代、旅館・学校・船舶・工場の届出義務を定める④患者が発生した家・船舶を明示し、接触を制限する⑤医師の届出義務と共に往診拒否は許さず医師の社会的責任を明確にするといった内容でした。あわせて、吐瀉物・便所・下水などの消毒の実

施と消毒薬の使用方法的指示も出されました。

こうした事態を受け、佐野村においてもコレラを含む伝染病対策が積極的に行われるようになります。まず、明治14(1881)年に、堺県が大阪府に併合されると、村には村会議がおかれ、伝染病費が予算化されました。次に、明治22(1889)年の町村制が施行されると、行政の補助機関として土木・学務・勸業・衛生の常設委員が設置され、村長が衛生組長、助役が副組長を務める「衛生組」も設けられました。さらに村の予算には土木費、教育費と並んで衛生費と伝染病費が計上され、常設の避病舎が設けられました。こうして、佐野村の中でも伝染病対策にあたる財政や組織が定められ、村の公衆衛生行政が始まったのです。

隔離されました。その際、総代・組頭の責任のもと、下水路、便所などが石炭酸の溶液で消毒されました。また、感染拡大を防ぐためにコレラ流行地との往来は禁止されて商業活動が停滞したほか、多数が集まることも禁止され、春日神社の盆踊りや相撲、芝居といった諸興行も差し止められ、町全体が静まりました。さらに、感染の不安により人びとの間で流言が飛び交ったことから、寺院住職も県からの手引書をもとにコレラ予防についての説論を行っていました。

このように、明治時代のコレラの流行は、村が一体となって伝染病を対策する仕組みが整備されるとともに、衛生の概念が人々に浸透していきつかけとなりました。コロナ禍に直面した現代の私たちと同じように、明治の人々もコレラ感染拡大による不安や暮らした変化の中、一日も早く日常に戻ってくることを願いながら、毎日を過ごしていたことでしょう。

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの  
☎469-7140 Fax469-7141  
休館日 月曜日、毎月最終木曜日(いずれも祝日の場合は開館し、その翌日が休館)  
開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
入館料 無料

## 日本遺産・北前船文化を巡る⑱ ～燈明ヶ岳(犬鳴山七宝瀧寺)～

「日本遺産」に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」のストーリーを構成する泉佐野市の文化財等を紹介しします。

問合せ先 文化財保護課



犬鳴山・燈明ヶ岳(とうみょうがたけ)は、大阪湾を航行する北前船が方向を見立てる山でした。義犬伝説の獵師が出家し草庵を築いて燈明を絶やさなかったことから、燈明ヶ岳と呼ばれるようになったと言われます。葛城二十八宿の第8品が埋納される経塚は、そこから20分のところにある峰の経塚権現山にあります。そこも含まれての総称でしょうか。

寛政8(1796)年に編纂された「和泉名所図会」によると、「燈明嶽 当山の絶頂をいふ。西の海面を闇夜に渡海の船、方角を失ふの時、当山の不動尊を念する時、此峯に燈明輝くといふ。」と説明されており、大阪湾より山の頂上が見える位置であったこと、また海から燈明が見えたことを示していると考えられます。

そういったことから、燈明ヶ岳を裏行場とする七宝瀧寺には、安全祈願として古くは廻船業者食野家や淡路島、佐野安(造船業者)が寄進した石塔や施設などがたくさん残されています。

◀山頂の葛城二十八宿第八番経塚

【お詫びと訂正】 広報6月号27ページの記載に誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正します。  
●(誤) 補陀山→(正) 寶陀山 ●(誤) 寺雨林庵→(正) 時雨林庵